

犯罪から県民を守るアクションプログラム（仮称）
（骨子案）

平成 28 年 6 月
三重県環境生活部

目次

〔頁〕

1	計画策定の趣旨.....	1
2	計画の位置づけ.....	1
3	計画期間.....	1
4	現状と課題.....	1
5	基本方針.....	2
6	計画目標（めざす姿）.....	2
7	重点施策.....	3
8	計画の推進体制（PDCAサイクル）.....	3

1 計画策定の趣旨

本県では、これまでも地域における自主防犯活動を促進するなど、県民等との「協創」による安全で安心なまちづくりに取り組んできました。

特に、平成28(2016)年5月の「伊勢志摩サミット」の開催に向けては、最も重要となる安全・安心に関して、例えば、テロ対策の恒常的な推進を目的に、官民一体の日本型テロ対策の枠組として「テロ対策三重パートナーシップ推進会議」が警察本部に設置され、また、県内の全警察署で地域版のテロ対策パートナーシップが発足し、地域密着型のテロ対策の推進体制がスタートするなど、“オール三重”で一丸となった取組が展開され、県民等との協創によって安全・安心なまちづくりを実現する機運が一層高まりました。

そのようなサミットの「レガシー(資産)」を引き継ぎ発展させ、県民等さまざまな主体との協創による安全で安心な三重のまちづくりを総合的に推進していくために、「犯罪から県民を守るアクションプログラム(仮称)」を策定します。

2 計画の位置づけ

犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例第2条に定めるとおり、県が「犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」こと、また、「第10次三重県交通安全計画」に基づく諸施策の推進により、交通事故のない安全・安心な社会の実現を図っていくことから、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の中で、県を挙げて犯罪等をなくすための取組を総合的かつ横断的に推進していく個別計画とします。

3 計画期間

「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の計画期間に合わせ、策定の日から平成31(2019)年度末までとします。

4 現状と課題

(1) 現状

本県における平成27(2015)年中の刑法犯認知件数は、ピークであった平成14(2002)年から7割近く減少するなど、犯罪情勢には一定の改善が見られます。

一方で、県民に強い不安を与える凶悪犯罪や侵入犯罪、子ども・女性が被害者となる性犯罪等は後を絶たず、また、ストーカー・DV事案の認知件数、特殊詐欺の被害額が高水準で推移するなど、県民の皆さんの不安を解消するには至っていません。

さらには、危険ドラッグ等違法薬物の蔓延、サイバー空間における犯罪の増加、国際的なテロ行為の発生等、社会情勢の急激な変化に伴う新たな問題が出現しています。

(2) 課題

- ・総合的かつ横断的に取組を展開するため、関係部局等（知事部局、警察本部及び各種委員会等）が、より緊密に連携を図る必要があります。
- ・協創による安全・安心なまちづくりを実現するため、一般県民をはじめとして、事業者、ボランティア、各種関係団体、行政等のさまざまな主体が連携・協働できる仕組みづくりが求められています。
- ・平成28年の「伊勢志摩サミット」開催に続き、平成29年には「第27回全国菓子大博覧会・三重（お伊勢さん菓子博2017）」、平成30年には「全国高等学校総合体育大会」、平成33年には「第76回国民体育大会（三重とこわか国体）」の開催が予定されるなど、本県では県外との交流人口の一層の増大等が見込まれ、安全・安心の確保の重要性は一層高まると考えられます。
- ・4（1）で述べたように、危険ドラッグ等違法薬物の蔓延^{まん}、サイバー空間における犯罪の増加、国際的なテロ行為の発生等、安全で安心な社会にとって新たな脅威となる諸問題に対し、的確に対応する必要があります。

5 基本方針

県民一人ひとりの参画・行動を促すことにより、犯罪の起こらない「意識づくり（犯罪・交通事故防止意識の醸成）」「地域づくり（地域の防犯力等の向上）」「環境づくり（犯罪のない環境の整備）」を進めます。

6 計画目標（めざす姿）

(1) めざす姿

県民の皆さんをはじめ、事業者、ボランティア、関係団体、行政等、地域のさまざまな主体が連携し協働することにより、犯罪や交通事故のない、安全・安心な暮らしが確保されている。

(2) 数値目標

基本目標として、「刑法犯認知件数」（現状値[H27]：15,178件→H31目標値：15,178件未満）及び「交通事故死者数」（現状値[H27]：87人→H31目標値：60人以下）を設定します。

また、次項で述べる7つの重点施策ごとに目標項目（活動指標）を設定し、基本目標及び「めざす姿」の実現のための進捗管理を行います。

活動指標については、適切な指標を今後検討し、中間案においてお示しします。

7 重点施策

4に述べた現状と課題に鑑み、また、平成28年1月～2月に実施した「『犯罪から県民を守るアクションプログラム（仮称）』に係る県民意識調査」の結果も参考にし、計画の重点施策を以下の7項目とします。

① 犯罪被害に遭いにくい生活環境の確保

…安全・安心なまちづくりのための、総合的・横断的な取組を推進する。

② 子ども・女性・高齢者を犯罪から守る取組

…犯罪被害に遭いやすい子ども・女性・高齢者に対する犯罪を抑止する。

③ テロ対策の推進

…官民一体となり、国際的なテロ行為を未然に防止する。

④ IT社会における安全・安心の確保

…ネット空間に氾濫する有害情報や悪質なサイバー犯罪等の被害から県民を守る。

⑤ 危険ドラッグ等の薬物乱用の防止

…さまざまな主体との連携により、地域全体で薬物乱用防止に取り組む。

⑥ 交通事故ゼロ・飲酒運転ゼロをめざす取組

…「第10次三重県交通安全計画」をふまえ、効果的な交通事故防止対策を実施するとともに、「第2次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」に基づき、飲酒運転の根絶を図る。

⑦ 犯罪被害者等支援対策の充実

…ワンストップ支援センターの効果的運用により、犯罪被害者等支援の充実を図るとともに、犯罪被害の状況に応じた被害者の立ち直りをサポートする態勢を整備する。

8 計画の推進体制（PDCAサイクル）

真に総合的かつ横断的な計画とするため、関係部局等が密に連携し、以下の体制で計画を策定・推進していきます。

（1）計画策定体制

○庁内：「三重県安全安心まちづくり・犯罪被害者等支援施策連絡会議」（以下、「連絡会議」という。）で連絡調整を行うとともに、連絡会議内に重点施策の関係部局を中心に構成する作業部会を設け、計画内容の検討を行う。

○庁外：「犯罪のない安全・安心な三重のまちづくり推進会議」（以下、「推進会議」という。）において、外部有識者等から意見を聴取し、計画案の作成に生かす。

・中間案時点でパブリックコメントを実施することに加え、県内の自主防犯活動団体等にヒアリングを行うなど、一般県民の実感を把握し、計画案に生かす。

※県議会に対しては、中間案及び最終案を環境生活農林水産常任委員会に提出するほか、必要な説明を逐次行い、意見を伺う。

(2) 策定後の推進体制

○庁内：連絡会議において、進捗状況の把握及び共有を行う。

○庁外：・1年ごとに数値目標の達成状況等を把握し（Check）、公表する。また、県民等さまざまな主体とともに「めざす姿」を実現するために必要な改善点を検討・共有し（Act）、以後の取組に生かす（Plan, Do）ものとする。
・推進会議においては、進捗状況等を基に、改善点等について有識者等に意見聴取する。

※その他、県民等を主体とした真に実効性のある計画とするため、例えば県民大会の開催や、県民運動の展開等、県民一人ひとりを巻き込んで計画を推進していく仕組みを検討する。